

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区柳町三丁目一〇番、最後の住所北九州市門司区柳町三丁目一〇番一〇号 被相続人 亡 立山 卓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十七日

北九州市八幡西区里中一丁目八番一〇号 ア
ネスト里中三〇五号

相続財産清算人 司法書士 山田 泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市荒木町白口二四五八番地一、最後の住所福岡県久留米市荒木町荒木一九五四番地一四 被相続人 亡 田中 義盛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十七日

福岡県久留米市城南町一六番地二二
相続財産清算人 司法書士 品川 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市鍋島町大字森田一一九七番地、最後の住所佐賀県伊万里市大坪町甲二五九一番地二 被相続人 亡 秋吉 博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十七日

佐賀県伊万里市立花町一五四二番地八
相続財産清算人 司法書士 次村 憲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市大字恒富北三二二〇番地、最後の住所宮崎県延岡市春日町一丁目五番地八 被相続人 亡 角田 洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十七日

宮崎県延岡市北町二丁目一番地五
相続財産清算人 司法書士 伊達 昭義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市郡元二丁目六番地一〇、最後の住所鹿児島市郡元二丁目六番一三二一〇号 被相続人 亡 牧野 隆雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十七日

鹿児島市東谷山二丁目六七番一〇号島田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 島田 俊一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 芹澤 一

住所 (従来の住所) 静岡県清水市西久保一丁目九番一〇号

生年月日 昭和十六年十月十六日

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第二二六六六号

四 供託金額 一三六四万一二二七円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第七三五〇五号

令和八年九月十七日

東京都中央区銀座五丁目一五番一〇号南海東京ビルディング八階 田賀法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 小林 喜浩

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 松崎 展也

住所 愛媛県北宇和郡鬼北町大字沢松一五七番地

生年月日 昭和四十三年十月二十六日

二 供託所 松山地方裁判所宇和島支部

三 供託番号 令和八年度金第七十一号

四 供託金額 三、三二七、三三三円

五 裁判所 松山家庭裁判所宇和島支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第三〇五号

令和八年九月十七日

愛媛県宇和島市佐伯町二丁目三番二九号

増田法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 増田 吉利

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十九條の二第二項により準用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 廣田美奈子

最後の住所 高知県香南市赤岡町一六〇番地一 香南赤岡苑

生年月日 昭和二十二年七月十八日

死亡年月日 令和七年九月十九日

二 供託所 高知地方裁判所

三 供託番号 令和八年度金第三六六号

四 供託金額 二五九、九一五円

五 裁判所 高知家庭裁判所

六 事件名 相続財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和八年(家)第一〇二七号

令和八年九月十七日

高知県香南市野市町東野一〇〇番地

相続財産管理人 司法書士 近森 弥生

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年九月十七日

一 墳墓等所在地 福岡県北九州市小倉北区寿山町六一二六

一 墳墓等の名称 長清寺境内墓地

一 死亡者の本籍及び氏名 本籍 不明

一 改葬を行うおとする者 福岡県北九州市小倉北区寿山町六一二六 長清寺

一 改葬を行うおとする者 福岡県北九州市小倉北区寿山町六一二六 長清寺

第53期決算公告

令和8年8月21日

東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目34番14号

株式会社総合設備コンサルタント

代表取締役 砂川 達也

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	4,294,191
	固定資産	1,252,885
合計		5,547,076
負債部	流動負債	2,685,452
	固定負債	683,275
合計		3,368,727
純資産部	資本金	30,000
	剰余金	40,925
合計		70,925
負債及び純資産部	流動負債	2,107,424
	固定負債	8,085
合計		2,115,509
純資産部		363,383
合計		5,547,076

第39期決算公告

令和8年9月17日

東京都大田区羽田空港3丁目5番5号

インターナショナル・

カーゴ・サービス株式会社

代表取締役社長 三浦 秀一

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	1,719
	固定資産	421
合計		2,140
負債部	流動負債	479
	固定負債	468
合計		947
純資産部	資本金	1,193
	剰余金	30
合計		1,223
負債及び純資産部	流動負債	1,163
	固定負債	8
合計		1,171
純資産部		131
合計		2,140

第15期決算公告

令和8年6月30日

東京都渋谷区宇田川町1番1号

一般社団法人渋谷地区駐車対策協議会

代表理事 岡田 佳之

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	1,339,639
	固定資産	3,756
合計		1,343,395
負債部	流動負債	139,664
	固定負債	1,193,731
合計		1,333,395
純資産部	資本金	10,000
	剰余金	10,000
合計		20,000
負債及び純資産部	流動負債	1,333,395
	固定負債	1,333,395
合計		2,666,790